

工事の概要（参考）

本資料は、秋田第2地方合同庁舎(21)電気設備改修工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、秋田第2地方合同庁舎(秋田県秋田市山王 7-1-4)において、経年により劣化した受変電設備及び自家発電設備を改修することで、災害応急対策活動の拠点となる庁舎の防災機能を図るものです。

(1) 主な工事内容

○庁舎（鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階 塔屋5階建(延べ面積 4,409 m²)

1. 電気設備

1) 電灯設備

・電灯幹線及び非常用照明の撤去・新設を行います。

2) 動力設備

・動力分岐配線の新設を行います。

3) 受変電設備

・受変電設備一式の撤去・新設を行います。

・受変電設備の仮設を行います。

4) 電力貯蔵設備

・直流電源装置一式の撤去・新設を行います。

5) 発電設備

・自家発電設備一式の撤去・新設を行います。

・自家発電設備の仮設を行います。

2. 建築工事

・ドライエリア擁壁のコンクリートかさ上げを行います。

・ドライエリア階段部分に止水板を設置します。

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）、施工条件等

1) 施工時間の制限

以下の作業については、原則として閉庁日に施工するものとし、事前に監督職員と協議してください。

閉庁日の作業は原則として、午前 8 時 30 分から午後 17 時までとします。
閉庁日は、行政機関の休日に関する法律における行政機関の休日とします。

- ①全館停電作業（工事期間中 4 回程度）
- ②事務室の照明器具更新
- ③騒音や振動が発生する工事
 - ・庁舎内部でのコンクリート躯体撤去工事（カッター入れ、はつり含む）
 - ・庁舎内部のあと施工アンカーの穿孔及び設置

2) 施工条件等

- ・既存庁舎を使用しながら改修工事を行います。
- ・仮設、作業範囲等については、14/32 図の仮設計画図を参照してください。

3) その他

- ・作業範囲内の什器類の養生については、本工事に含まれます。また、工事を実施するうえで什器類の移動が必要な場合は、施設管理者が行いますので、監督職員と協議してください。
- ・付近は学校施設が多く通学路となっており、車両の通行に注意してください。

2. 実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

(1) 実勢を踏まえた積算の運用について

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価（令和 3 年 2 月）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議について

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 現場代理人の常駐を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われている期間、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項 1.（3）参照）

(4) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、工場製作のみが行われている期間、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。（工事補足説明事項 1.（4）参照）

(5) 工事関係図書等に関する業務効率化について

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、提出書類の簡素化について、工事着手前に監督職員と協議を行う工事としていきます。（工事補足説明事項 1.（11）参照）

(6) 週休 2 日促進工事について

受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する「週休 2 日促進工事」としてしています。

補正係数により労務費の補正を行っています。（工事補足説明事項 2.（28）参照）

(7) 工程の変更について

工程の変更が生じる場合には、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとします。なお、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議するものとします。（工事補足説明事項 5.（2）参照）

(8) 入札時積算数量書活用方式の適用について

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。（工事補足説明事項 8.（3）参照）

3. その他

(1) 「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事（または業務）への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

①工事名称（または業務名称）

②工事種別・工事の等級区分・施工場所（または業務種別）

③技術資料（または参加表明書）の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次のURL
またはQRコードから登録手続きをお願いします。（既に登録を行っている場合は、再
登録の必要はありません。）



http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

